

## 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の見直しのあり方（中間素案）

条例について以下のとおり見直しのあり方を示します。

※記載している条番号は現行の条例における条番号になります。

※概要内の《二重山形かっこ書きで》で前後を挟んでいる部分は新たに見直しが必要と考えた部分になります。

### 【掲載内容】

1	前文.....	1
2	目的（第1条）.....	2
3	定義（第2条）.....	2
4	障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）.....	3
5	市、事業者、市民の責務（第4条～6条）.....	4
6	不当な差別的取扱いの禁止（第7条）.....	4
7	市、事業者が行う合理的配慮（第8条、第9条）.....	6
8	基本的な施策（第10条～第14条）.....	6
9	差別に関する相談等（第15条～第20条）.....	7

## 1 前文

### 【概要】

前文として以下の内容を記載し、条例を制定する趣旨を明らかにする。

- 障害者及び障害を理由とする差別に関するこれまでの経緯や現状。
- 差別が生じている要因や差別解消に必要なこと。
- 福祉のまちづくりの歴史や障害者保健福祉の取り組み。
- すべての市民が障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる共生のまち・仙台の実現に寄与するために市民との協働により条例を制定すること。

### 【見直しのあり方について】

条例制定以降も障害のある方を取り巻く状況は日々変化しているが、本条例の制定に関連する背景等に大きな変化はこの間生じていないこと、条例の制定目的や目指す姿に変更は無いことから、前文の見直しは不要と考える。

## 2 目的（第1条）

### 【概要】

条例の制定目的について以下の趣旨とする。

- 障害を理由とする差別の解消について基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにすること。
- 障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定め、本市における、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会を実現していくこと。

### 【見直しのあり方について】

条例の制定目的や目指す姿に変更は無いことから、目的の見直しは不要と考える。

## 3 定義（第2条）

### 【概要】

この条例において用いる用語を以下のとおり定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにする。

- 「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害。
- 「障害者」とは、障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- 「不当な差別的取扱い」とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否、制限、障害者以外の人には付けない条件を付けることにより、障害者の権利利益を侵害する行為。
- 「合理的配慮」とは、障害者が社会的障壁の除去を必要としている場合、当該除去の実施に伴う負担が過重でないときは、性別、年齢及び障害の状況に応じて、必要かつ合理的な現状の変更、調整を行うこと。

《○ 「事業者」とは障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に規定する事業者のうち、市内において商業その他の事業を行う者。》

### 【見直しのあり方について】

「事業者」の定義について現行の条例には記載されておらず、障害者差別解消法

の改正に合わせて、本条例においても事業者の合理的配慮の提供を義務化するにあたり、事業者の定義を明確にする必要があることから、新たに追加する必要があると考える。

#### 4 障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

##### 【概要】

障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的として、障害を理由とする差別の解消を推進するため、以下のとおり基本理念を定める。

- 全ての障害者が、障害者以外の人と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が尊重され、それにふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 何人も、不当な差別的扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- 社会的障壁の除去のためには、《建設的な対話を通じて相互の理解を深め、》合理的配慮の提供の促進が図られること。

《○ 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段を選択する機会が確保される必要があり、情報の取得又は利用のための手段についても選択する機会の拡大が図られること。》

- 障害を理由とする差別の多くが、障害者に対する誤解、偏見、その他の理解の不足から生じていることから、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、全ての事業者及び市民が障害及び障害者に関する理解を深める必要があること。
- 障害のある女性が複合的な差別を受けやすいことや、障害のある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であることなど、《全ての障害者》が障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮を必要とすること。
- 災害時に《障害者が避難や生活等をするにあたり、障害がない人に比べて、より困難な状況に置かれることから、》障害者の安全《・安心》を確保するため、地域における支援体制の整備及び、災害発生時における適切な支援活動が求められること。

##### 【見直しのあり方について】

・合理的配慮の前提となる、建設的な対話による相互の理解を深めることについて、現行条例では事業者の責務の中に規定していたが、合理的配慮の提供を進めるにあたっては、双方向のコミュニケーションが重要となることから、合理的配慮全般に係る事項として基本理念へ追加することが必要と考える。

・令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の

推進に関する法律」が施行され、障害のある人の情報取得利用、円滑な意思疎通は改めて重要視されているところであり、新たに意思疎通の手段や情報の取得・利用のための手段の選択の機会の確保・拡大について、基本理念へ追加することが必要と考える。

・障害がある女性は性別による複合的な差別を受けやすいことや、障害がある児童は障害及び年齢に応じた適切な支援が必要である事等を例示として、全ての障害者に対してその性別、年齢、状況等に応じた配慮が求められるという点を強調する必要があると考える。

・障害のある人は災害時の避難や生活等をする上で、障害がない人に比べてより困難な状況に置かれるという点を追加する必要があると考える。

## 5 市、事業者、市民の責務（第4条～6条）

### 【概要】

市、事業者、市民が果たすべき役割を明らかにするため、以下のとおりの責務を定める。

- 「市」は、基本理念にのっとり、事業者及び市民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別を解消し、障害の有無に関わらず共に安心して暮らすことができる共生社会の実現のための必要な施策を計画的に実施すること。
- 「事業者」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めること。
- 「市民」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めること。

### 【見直しのあり方について】

・事業者の合理的配慮の提供の責務として規定していた建設的な対話による相互の理解を深めることについて、合理的配慮全般に係る事項であることから、基本理念に移動させる必要があると考える。

## 6 不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

### 【概要】

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、以下に掲げるもののほか、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### ○福祉サービスの分野

・福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、《入所や入居》を強制すること。

- ・障害者の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合等の合理的な理由がある場合を除いて、福祉サービスの提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること、障害者以外の人とは異なる不利益な取扱いをすること。

#### ○医療の分野

- ・法令に特別の定めがある場合を除き、障害者が希望しない入院その他の医療を受けることを強制し、自由な行動を制限すること。

- ・障害者の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合等の客観的に合理的な理由がある場合を除き、医療の提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること、障害者以外の人とは異なる不利益な取扱いをすること。

#### ○商品販売・サービス提供の分野

- ・商品又はサービスの提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること、障害者以外の人とは異なる不利益な取扱いをすること。

#### ○教育の分野

- ・障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を提供しないこと。

- ・障害者やその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、就学する学校を決定すること。

#### ○労働者の雇用に関する分野

- ・業務の性質上やむを得ない場合、その他客観的に合理的な理由がある場合を除き、労働者の応募・採用を拒否、制限、又はこれに条件を付けること、障害者以外の人とは異なる不利益な取扱いをすること。

- ・労働者の賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生等の労働条件について障害者以外の人と異なる不利益な取扱いをすることや、解雇、退職を強いること。

#### ○建物等・公共交通機関の利用の分野

- ・建物等、旅客施設、車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、その他客観的に合理的な理由がある場合を除き、不特定多数の者の利用に供されている建物や公共交通機関等の利用を拒否、制限、又はこれに条件を付けること、障害者以外の人とは異なる不利益な取扱いをすること。

#### ○不動産の取引の分野

- ・建物等の構造上やむを得ないと認められる場合、その他客観的に合理的な理由がある場合を除き、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否、制限、又はこれらに条件を付けること、障害者以外の人とは異なる不利益な取扱いをすること。

#### ○情報提供・意思表示等に関する分野

- ・障害者が情報を提供することに著しい支障がある場合、障害者が意思を確認することに著しい支障がある場合、その他客観的に合理的な理由がある場合を除き、情報の提供、もしくは障害者からの意志の表示を受けることを拒否、制限、又はこれに条件を付けること、障害者以外の人とは異なる不利益な取扱いをすること。

### 【見直しのあり方について】

- ・福祉サービスの利用の強制に関して、対象サービスを入所施設に限定している現行条例の表現について修正する必要があると考える。

## 7 市、事業者が行う合理的配慮の提供（第8条、第9条）

### 【概要】

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、それぞれの障害者の状況等に応じた合理的配慮が提供されるよう以下のとおり定める。

- 市及び事業者は、障害者から現に社会的障壁の除去を求められた場合、負担が過重でないときは、性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮を提供《しななければならない。》

### 【見直しのあり方について】

- ・障害者差別解消法の改正に合わせ、事業者の合理的配慮の提供について、努力義務から義務に改める必要があると考える。

## 8 基本的な施策（第10条～第14条）

### 【概要】

本市における障害を理由とする差別の解消を促進するために、基本的な施策を以下のとおり定める。

- 啓発活動及び交流の推進
  - ・市民の基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、障害への理解不足から生じる社会的障壁を解消するため、啓発活動及び障害者と障害者以外の人等との交流の推進に必要な取り組みを行う。

#### 《○ 教育の推進

・児童が障害及び障害者に関する理解を深めるための教育について必要な取り組みを行う。》

- 就労及び雇用に関する支援の充実
  - ・障害者の社会参加を促進するため、障害者の就労に関する相談及び支援を行うとともに、事業者に対する障害者が働きやすい環境の整備の促進についての啓発や情報提供を行う。
- 意思疎通の支援の充実
  - ・意思疎通に困難がある障害者に対し、日常生活を営む上で必要なサービス及び情報を提供するとき、または意志の表示を受け取るとき、障害特性に応じた必要な配慮がなされるよう、意思疎通の支援の充実を図るとともに、事業者に対して障害特

性に応じた必要な配慮の必要性に関する啓発及び配慮の方法に関する情報提供を行う。

○ 政策形成過程への参画の推進

・市政に関する政策形成過程における障害者の参画を推進するために、政策の企画、立案等においては、障害者に対する適切な情報提供や障害者からの意見の聴取に努める。

○ 関係機関との連携

・障害を理由とする差別の解消を推進するための取り組みを円滑に推進するため、関係機関との連携の強化に努める。

≪○ 情報の収集、整理及び提供について

・障害を理由とする差別や差別を解消するための取組に関する情報を収集し、事業者や市民への情報提供に努める。

○ 人材の育成及び確保について

・障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、障害及び障害者等に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成等を実施する。≫

**【見直しのあり方について】**

・児童への障害理解教育の重要性を鑑みて、教育の推進について新たに追加する必要があると考える。

・障害者差別解消法の改正に伴い、地方公共団体は情報の収集、整理、提供について務めることが明記されたことから、新たに追加する必要があると考える。

・障害者差別解消法の改正に伴い、地方公共団体は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整理を図ることが明記されたことから、新たに追加する必要があると考える。

**9 差別に関する相談等（第15条～第20条）**

**【概要】**

障害者、その家族、事業者、市民からの障害を理由とする差別に関する相談、紛争解決のための調整機関について以下のとおり定める。

（相談）

○ 障害者等は、市に対し、差別に関する相談を行うことができる。

○ 市は、相談を受けた場合は、助言、情報提供、事実確認、関係者間の調整等を行う。また、必要に応じて、次に規定する助言又はあっせんの申立ての支援を行う。

#### (調整機関の設置)

- 市は、障害を理由とした差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、紛争解決のために仙台市障害者差別相談調整委員会（以下「調整委員会」）を設置する。
- 障害者等は、相談の結果、調整が図られない場合、調整委員会に対し、解決するために必要な助言又はあつせんを求めることができる。
- 調整委員会は、求められた事案について、事案の解決のために必要な助言又はあつせんを行うことができる。
- 調整委員会は、助言又はあつせんに必要があると認めるときは、関係者に対し、説明又は必要な資料の提出、《その他の必要な調査》          を行うことができる。
- 調整委員会は、必要があると認めるときは、市長に対して、必要な措置を講じるよう勧告することを求めることができる。

#### (勧告・公表)

- 市長は、調整委員会が助言又はあつせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言等を受諾しなかったとき等は勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 市長は、公表しようとするときは、当該公表に係る者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

#### 【見直しのあり方について】

- ・助言又はあつせんの求めがあった場合においては、助言又はあつせんのため、その求めの内容について関係当事者への事実関係等の調査が必要であるため、修正する必要があると考える。